

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		短時間労働者均衡待遇推進助成金(旧名称:短時間労働者均等処遇推進助成金) (20-130)					
実施主体		(財)21世紀職業財団					
事業概要		中小企業事業主団体が、傘下企業に向けた均衡処遇導入推進を図る事業を2年間に渡り実施する場合、各年度毎、目標達成度合い等に応じ1,000万円上限に助成。また、企業が、正社員との均衡を考慮した評価・資格制度を設け、実際に格付けされたパートタイム労働者が1名以上出た場合は50万円、それ以外の制度については30万円を助成(中小企業事業主には10万円増額)					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	102,000	353,600	504,000	526,500	
目標と評価	目標	—	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち支給1年後において支給対象となった制度が継続して運用されかつ適用される者がいる割合 80%以上	①中小企業事業主団体向け助成金2年度間の事業の終了時点において、均衡処遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所 80%以上 ②事業主向け助成金当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所 80%以上	・中小企業事業主団体向け助成金2年度間の事業の終了時点において、均衡処遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が 80%以上となること。 ・事業主向け助成金 当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が 80%以上となること。	①中小企業事業主団体向け助成金2年度間の事業の終了時点において、均衡待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所 80%以上 ②事業主向け助成金 当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が 80%以上	
	実績	目標の達成度合い	—	集計中	集計中	①未達成(実績76.5%) 目標達成率96% ②達成(実績100%)	—
		事業執行率	—	支給件数 127%(840件/664件) 支給金額 134%(272,400千円/204,000千円)	助成金支給件数 ①団体向け助成金53%(8団体/15団体) ②事業主向け助成金43%(261団体/608団体)	助成金支給件数 ①団体向け助成金60%(18団体/30団体) ②事業主向け助成金127%(778団体/612団体)	—
	評価結果	—	X	B	D	—	

〈調査結果〉

1 運営費等の見直し（項目1（1）－エ関係）

（財）21世紀職業財団においては、本助成金を「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定」から支出しており、同財団の平成20年度事業計画書における、「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定」の業務内容をみると、表1のとおり、本助成金を含む助成金の支給業務のほか、助成金に係る普及啓発事業も実施している。

表1 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定における業務内容

事 項	内 容
1 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給	(1) 中小企業事業主団体向け助成金 中小企業事業主団体が、構成事業主の短時間労働者と通常の労働者との均衡待遇推進を目的として、短時間労働者の雇用管理の改善等を行った場合に、本助成金を支給する。 (2) 事業主向け助成金 通常の労働者との均衡待遇の確保等を図ることを目的として、短時間労働者について、通常の労働者と共通の評価・資格制度、能力又は職務に応じた待遇に係る制度の整備、通常の労働者や短時間正社員への転換の推進、教育訓練、安全衛生の確保等に関する措置を行う事業主に対して、本助成金を支給する。
2 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給（経過措置）	短時間労働者の均衡待遇に向けた取組を促すために、短時間労働者と通常の労働者の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、短時間労働者の能力開発等を行う事業主（平成18年度制度導入事業主）に対して、本助成金を支給する。
3 事業主等に対する助成金等の広報、雇用管理改善等に資する情報・ノウハウの提供・相談	・助成金の広報（パンフレット・ホームページ等） ・インターネット上で、短時間労働者の雇用管理の状況を事業主自らがチェックし、助成金の受給の参考となる雇用管理に関する診断とそれに基づく解説やアドバイスを受けられるパートタイマー活躍度診断サイトの運営 ・その他雇用管理の改善等に資する情報・ノウハウの提供・相談

（注）当省の調査結果による。

また、平成19年度及び20年度予算における「短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定」の推移は、表2のとおりとなっている。平成20年度予算における短時間労働者均衡待遇推進助成金に関する支出をみると、①給付金支出（短時間労働者均衡待遇推進等助成金支出及び短時間労働者雇用管理改善等助成金支出）715,150千円、②事業費支出（助成金施行事務費支出）65,106千円、③管理費支出（①の業務に関する職員給与、退職給付、一般管理費支出）380,947千円、計1,161,203千円となっている。事業費支出及び管理費支出の合計額の割合は給付金支出に対して約62%となっている。

さらに、本事業は、雇用勘定（一部労災勘定）から支出されているが、厚生労働省が行っ

ている雇用保険二事業としての評価では、①のみが対象とされており、②及び③に係る支出の評価は行われておらず、適切な検証が行われているとは言い難い。

表2 短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務特別勘定における予算の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度
収 入 (計)	1,235,837	1,171,269
支 出 (計)	1,238,067	1,161,203
給付金支出	731,997 (59.1%)	715,150 (61.6%)
事業費支出	74,969 (6.1%) <10.2%>	65,106 (5.6%) <9.1%>
管理費支出	431,101 (34.8%) <58.9%>	380,947 (32.8%) <53.3%>

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、支出に占める割合である。
 3 < > 内は、給付金支出に対する割合である。
 4 給付金支出には、経過措置分を含む。

2 評価の実施状況 (項目3-ア関係)
 (上記1参照)